

平成 16 年（ワ）第 510 号 損害賠償等請求事件

原告 株式会社ウェディング

被告 吉本 敏洋

## 訴えの取下げに対する異議申立書

平成 16 年 4 月 24 日

京都地方裁判所 第 6 民事部係 B 御中

被告 吉本 敏洋

上記事件について、原告は平成 16 年 4 月 12 日付けで本件訴えの取下げをなしたが、被告は上記訴えの取下げに同意しない。

以上